

駒林小学校いじめ防止基本方針

令和6年度

第1章 いじめの防止に向けた学校の考え方

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめを防止するための基本的な方向性

いじめは、どの学級にも、どの児童にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害であると捉え、いじめを防止するためには、特定の児童だけの問題とせず、広く学校や地域全体で真剣に取り組む。

- (1) いじめの未然防止
 - ・いじめが起きにくい学校、学級風土づくり
 - ・児童の居場所づくり
 - ・自己有用感の醸成
- (2) 早期発見・早期対応
 - ・いじめを見逃さない指導、支援体制づくり
 - ・教育相談体制の充実
- (3) 適切な対処・措置
 - ・児童や保護者との信頼関係の構築
 - ・関係する専門機関との連携強化

3 いじめ防止基本方針の目的

本校では、いじめ防止基本方針の基本的な方向性のもと、いじめ問題への対策を、教職員・児童・保護者・関係専門機関・地域等がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く学校全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、学校全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

第2章 組織の設置及び組織的な取組

1 「いじめ防止対策委員会」の設置及び構成

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

本校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に、また、組織的な対応を行うために、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

「いじめ防止対策委員会」は、月1回以上定期的に開催する。本校では、以下の「いじめ防止対策委員会」の構成員が参加する企画会議の中で、「いじめ防止対策委員会」としての取組を行う。

「いじめ防止対策委員会」は、以下の2つに分けられる。

<常設委員会>

駒林小学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等について、組織的に検討する。いじめの疑い、あるいはいじめとして認知され、解消にむけて取り組む案件について、情報共有と共通理解を図り、解消に向けた対処等について検討、判断、決定をする。解消した案件についても、共通理解を図り、事後の指導に還元していく。

<臨時委員会>

いじめの疑いがある事案が発生した際に、直ちに開催し、いじめの認知及び指導方針の検討や決定を行う。

※児童支援専任、特別支援コーディネーター、各学年の児童指導部員で構成される児童指導部会（B部会）とも連携し、各学年の児童の様子について共通理解を図る。

※委員会開催時には、記録用紙（会議録等）を使用し、話し合われた内容を記録する。記録用紙は5年間保存する。

(2) 「いじめ防止対策委員会」の構成

「いじめ防止対策委員会」の構成員は、管理職（校長・副校長）・教務主任・児童支援専任・特別支援コーディネーター・学年主任・養護教諭等とし、複数の教職員で構成する。必要に応じて心理や福祉等の専門家（学校カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等）の参加を求める。

また、常設委員会と臨時委員会では以下のように構成を区別する。

◇常設委員会

管理職（校長・副校長）・教務主任・児童指導専任・特別支援コーディネーター・学年主任
・養護教諭

◇臨時委員会

管理職（校長・副校長）・児童支援専任・当該学年の学年主任及び学級担任

2 「いじめ防止対策委員会」の役割

- 学校いじめ防止基本法に基づく取組の実施と年間計画の作成の中核となる。年間計画の作成は、児童支援専任が児童指導部（B部会）と連携し、案を検討する。
- いじめの相談や通報の窓口となる。
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関わる情報の収集、共有を行う。
（子どもアンケートの実施し、情報を収集する。）
- いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する。
- 学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、いじめ防止等の取組についての検証を行う。

3 年間計画

月	月ごとの取組内容	年間を通しての取組内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・(特別支援教育に関わる児童を含む) 全児童の引継 ・「駒林小学校いじめ防止基本方針」の共通理解 ・「駒林小学校の約束」(学校生活のきまり)の共通理解 ・特別支援教育研修(特別支援を要する児童の共通理解) ・横浜プログラム(YP)の実施 ※年度初め 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童運営委員会を中心とするあいさつ運動の取組(毎月) ・管理職、児童支援専任による校舎内外の巡回
5月	<p>【いじめ解決に向けた重点取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔いじめアンケート(記名式)の実施・集約 担任による児童一人ひとりへの教育相談①〕 ・「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」作成に向けた保護者との情報交換(5月個人面談) ・「横浜子ども会議」に向けた取組開始(児童代表委員会を中心とするいじめ防止への取組) 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議にて児童理解研修(月1回)
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜プログラム(YP)の実施 <ul style="list-style-type: none"> 〔子どもアンケートの実施、YP アセスメント支援検討会① プログラムの実施〕 ・「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」(作成) ・「横浜子ども会議」に向けた取組(日吉台西中学校ブロックでの話し合い) 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会(月1回+随時) ・児童生徒指導部会にて情報交換(日吉台西中学校ブロック)
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・担任による児童一人ひとりへの教育相談② ※必要に応じて ・「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」(作成完了) 保護者との共通理解(夏休み前まで) ・特別支援教育研修(児童理解、発達障害、特別支援教育等に関する職員研修) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校カウンセラー(SC)との連携、情報交換
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」加除訂正 指導内容や手立ての修正 ・「横浜子ども会議」(代表児童が港北区子ども会議に参加) 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカー(SSW)との連携、情報交換
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・担任による児童一人ひとりへの教育相談③ ・特別支援研修(特別支援教育を要する児童の情報交換) ・横浜プログラム(YP)の実施 ※夏休み明け 	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市総合リハビリテーションセンターとの連携(コンサルテーション等)
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜プログラム(YP)の実施 <ul style="list-style-type: none"> 〔子どもアンケートに実施、YP アセスメント支援検討会② プログラムの実施〕 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」(情報交換) 指導経過について保護者との情報交換(11月個人面談) 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所、港北区子ども家庭支援課との連携、情報交換
12月	<p>【いじめ解決一斉キャンペーン(いじめ防止週間)の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔いじめアンケート(無記名)の実施、集約 担任による児童一人ひとりへの教育相談④〕 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜プログラム(YP)の実施 ※必要に応じて <ul style="list-style-type: none"> 〔子どもアンケートの実施 YP アセスメント支援検討会③ プログラムの実施〕 ・横浜プログラムの実施 ※年始 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援委員会(校内) ・情報機器に関する出前授業(情報モラル教室など)
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・担任による児童一人ひとりへの教育相談⑤ ・「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」(振り返り) 保護者との共通理解(2月個人面談) 	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜プログラムの実施(随時)
3月	<p>今年度の振り返りと次年度への引継</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「駒林小学校いじめ防止基本方針」の見直し ・「駒林小学校の約束」(学校生活の決まり)の見直し 	

第3章 いじめ防止及び早期発見のための取組

1 いじめ防止への取組

児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるよう授業づくりや集団づくりを行う。また、児童自らがいじめを自分たちの問題としてとらえ、主体的に話し合える機会をもてるようにする。

- 豊かな心の育成のため、学校教育活動全体を通して人権教育や道徳教育の実践に取り組む。
- 駒林スタンダードの研修及び実践による教師としての指導力を身に付ける。
- 規則正しい態度で主体的に参加し、誰もが活躍できるような授業づくりや集団作りを行う。
- 「あいさつ運動」や集会活動等の特別活動を通して、コミュニケーション能力を育む。
- YP アセスメント支援検討会の実施や「横浜プログラム」の活用により、自分づくり・仲間づくり・集団づくりのスキルを育て、互いを認め合える人間関係、学校および学級風土を育てる。
- インターネットを通したいじめに対処するため、情報モラル教育を推進する。

2 いじめの早期発見

日頃から、全教職員で全児童を見守り、信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにする。

- いじめのサインを見逃さないために、担任以外の職員も児童に積極的に関わり、何か変化があったときには迅速に情報の共有を行う。
- いじめアンケートの調査、教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- インターネット上でいじめに対しては、情報モラル教育を進める中で、早期発見、早期対応に努める。

3 いじめに対する措置

いじめの疑いがある場合には、いじめ防止対策委員会を中核にして速やかに対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童には当該児童の人格の尊重に配慮しながら毅然とした態度で指導する。

- 被害児童に対しては、事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- 加害児童に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導・支援を行う。
- いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合（児童の生命、身体、財産に重大な被害が生じる場合など）には、直ちに警察に通報し、被害児童を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者及び保護者の意向にも配慮し、警察や教育委員会など関係機関と連携して対応する。

4 いじめの解消

いじめの解消は、次の2つの条件が満たされている場合とする。

- (1) いじめの行為が少なくとも3か月以上止んでいること
- (2) いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

5 研修等の実施

いじめ防止に向けて取り組むことへの重要性を理解し、いじめへの対応にかかわる教職員の資質向上のために研修を行う。

- 教職員向けの手引きを活用し、いじめの未然防止や対応に向けた校内研修を行う。
- さまざまな児童の特性を理解できるよう児童理解研修を行う。
- 職員会議等を活用し、具体的な取組について共通理解をしたり、事案について検討したりすることにより職員一人ひとりが迅速かつ的確に対応できるようにする。

6 学校運営協議会等の活用、家庭との連携

いじめ問題など学校が抱える課題を共有し、地域全体で解決する仕組みづくりを進める。

- ・スクールフォーラムでは、地域コーディネーター、主任児童委員、民生委員等と連携し、いじめの問題などを地域と共有して対応していく。
- ・本校のいじめ防止基本方針を学校説明会等で示すとともに、PTA 役員会や PTA 実行委員会において必要に応じて情報交換を行う。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」をいう。

(2) 重大事態の調査

学校は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握した上で重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。「いじめ防止対策委員会」を中核として、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、「いつ」「誰から」「どのような」態様のものであったか、いじめを生んだ背景としてどのような問題があったか、学校がどのような対応をしたかなどの事実関係を明確にする。再発の防止も視野に入れて調査する。

2 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。また、いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実を報告する。

第5章 その他

より実効性の高い取組を実施するため、本校の学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかを「いじめ防止対策委員会」を中心に点検し、必要があると認められるときは改定し、改めて公表する。

令和5年3月15日修正（改訂）